

署名取扱者向け説明

☆署名取扱者とは・・・「署名を呼びかけ、集めて頂く人」のことです。

◆署名取扱者をお願いすること

- (1) 署名取扱者の連絡を各団体までお願いします（名前、連絡先など）。【団体活動の場合】各団体からの依頼でない人は、直接、県民連絡会まで連絡下さい。【団体活動でない場合】《様式・文書》署名取扱者記入票（場合に応じて使用下さい）
- (2) 署名を依頼し、集めて下さい。集会時署名、戸別訪問、街頭署名などいろいろな方法でお願いします。
《様式・文書》署名用紙、リーフレット
- (3) 署名を依頼する対象者などは、署名用紙の裏面に書いてある通りです。
 - ①署名者は、概ね18歳以上（署名時点）を目安とした日本国籍を有する人、または日本に在住する外国人とします。（島根県民でなくても構いません）
 - ②基本は自署としますが、意思が確認できる人の場合は代理署名も可とします。
- (4) 署名活動で使用するドキュメントの準備をして下さい。
 - ①署名用紙は、大量の場合は各団体で用意しお渡ししますので必要部数を連絡下さい。
【団体活動の場合】
 - ②大量でない場合は、お手数ですが、各自でコピー下さい。（表面のみでも構いません）
 - ③リーフレットについては、各団体で用意しますので、必要部数を連絡下さい。
【団体活動の場合】各団体からの依頼でない人は、直接、県民連絡会まで連絡下さい。【団体活動でない場合】
- (5) 集まった署名用紙は、適宜、依頼された各団体に渡して下さい。【団体活動の場合】各団体からの依頼でない人は、直接、県民連絡会まで送付下さい。【団体活動でない場合】
- (6) 署名は、いろいろな場で署名機会があると思われませんが（集会時署名、戸別訪問、街頭署名など）、一人一回としてもらって下さい。
※ネット署名（予定）含めて一人一回として下さい。
- (7) この署名活動では、多くの資金も必要としています。是非、寄付もお願いします。
※署名用紙の裏面を参照下さい。
- (8) 相談、質問、連絡などは、依頼された各団体まで連絡下さい。 【団体活動の場合】各団体からの依頼でない人は、直接、県民連絡会まで連絡下さい。【団体活動でない場合】

◆署名活動のドキュメント一覧

- ①署名用紙
- ②リーフレット
- ③署名取扱者記入票（場合に応じて）
- ④ゆうちょ銀行払込取扱票（場合に応じて）

◆留意点

- (1) 署名活動のドキュメントは、県民連絡会 HP に最新版を掲載します。適宜、アクセスして、最新版、あるいは電子版を取り出して下さい。
※署名活動に関するニュースも予定しています。
- (2) ネット署名も予定しています。開始したらお知らせしますので、SNS 等での拡散もお願いします（島根県内は、署名用紙での署名を基本とします）。

【連絡先・送付先】

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

〒690-0003 松江市朝日町 489 三洋苑第一ビル 1 階D室

TEL : 0852-67-5731/FAX : 0852-67-5732

E-mail : info@midori-eneren.com

HP : <http://midori-eneren.com/>

（この署名活動に関わる事柄を含め、適宜、関連情報を載せていますので、アクセスして下さい。）

※TEL : 事務所不在時には事務局 : 安達に電話転送していますので、ご承知おき下さい。

以上